第２３回串間市農業委員会定例総会

日　　時　令和７年４月３０日（水曜日）　　開始　１５：３０　　終了　１７：００
会　　場　串間市役所３階大会議室
出席農業委員　１２名
　１番（会長）　原田　俊一　　１１番　安永　博行　１９番　松田　富夫　（４番欠番）
　２番（会長代理）奥村　千扶子　１２番　野邊　康徳　２０番　島田　正弘
　３番　田中　達成　　１３番　堀口　宗幸　２３番　上村　眞司
　５番　森　通弘　　１４番　松本　壽利　２５番　廣見　安彦
欠席農業委員　１名　６番　牧野　菜那
出席推進委員　１３名
　７番　谷口　昭　　１５番　川崎　博樹　２１番　中嶋　悦雄　　２７番　山口　浩幸
　８番　武田　秀俊　１６番　内田　浩輔　２２番　川﨑　正博
　９番　河野　良人　１７番　本川　理恵　２４番　石上　平八郎
　１０番　北原　裕紀　１８番　山口　広昭　２６番　川﨑　竜雅
欠席推進委員　０名
議事録署名委員　３番　田中　達成　、　２５番　廣見　安彦
議 事 日 程　第１　議案第１５６号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第２　議案第１５７号　農用地利用集積等促進計画の要請について（新規分）

出席事務局　５名　事務局長　山口　憲一　　次　　長　黒葛原　俊
　調整係長　酒井　尋　　主任書記　前田　穣　　主　　事　谷口　哲平

議長（１番）	ただいまから、第２３回農業委員会定例総会を開催いたします。 本日は、６番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は「農業委員１２名、農地利用最適化推進委員１３名」でございます。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
	議事録署名委員の指名
議長（１番）	本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、 ３番　田中　達成　委員 ２５番　廣見　安彦　委員　にお願いします。
議長（１番）	審議に入ります前に、令和７年３月議案の一部取下げがありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	令和７年３月定例総会で審議いただきました、議案第１４７号、農地法第４条の許可申請に対する意見について、申請番号１番の一部取下げについて報告いたします。この１件の申請内容につきましては、マンゴー栽培に必要な農業用施設用地として、ため池及び従業員駐車場として３筆、倉庫兼作業場として１筆の追認の申請がなされ、宮崎県南那珂農林振興局に許可申請に係る意見書を提出いたしております。その結果、倉庫兼作業場の事業地西側の 200 ㎡未満の届出で処理していた箇所においても、倉庫兼作業場の一体的な事業地であると判断され、この部分を追加する形で再申請するよう宮崎県より指示があったところであります。今回の申請は転用目的が異なる２カ所の同時申請でありましたので、協議の結果、ため池及び駐車場の申請については、申請書から倉庫兼作業場の内容を削除することで受理されることになっております。また、申請人にもこの状況をお伝えし、倉庫兼作業場については、再申請してもらうことで承諾をいただいております。以上、報告いたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりであります。

	議案第１５６号：農地法第３条の規定による許可申請について
議長（１番）	それでは議案審議に入ります。 まず、議案第１５６号、農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号１番から８番の８件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５６号、農地法第３条の規定による許可申請は、申請番号１番から８番の所有権移転に関する８件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請８件は、２ージにあります農地法第３条第２項第１号・第３号・第４号・第５号・第６号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
７番委員	議案第１５６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番と２番の所有権移転に関する２件でございます。まず、１番につきましては、渡人は市外在住で管理ができないため申請地を現耕作者である受人に譲り渡し､受人は飼料を作付けする計画です｡受人世帯は毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が２５０日、妻が１００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料が作付けしてありますが、農薬は使用しないため問題ありません。次に、２番については、渡人は高齢で管理ができないため、申請地を売却したく受人と売買し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家で毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人と妹が３６５日、妻と次男が５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も飼料が作付けしてありますが、農薬は使用しないため問題ありません。以上、申請番号１番と２番の所有権移転の２件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に３番と４番と６番の３件について、８番委員より説明をお願いします。
８番委員	議案第１５６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号３番と４番と６番

８番委員	の所有権移転に関する３件でございますが、３番と４番につきましては、受人が同じでありますので一括して報告します。まず、この２件につきましては、渡人は受人の規模拡大の要望に応じ申請地を売買し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は、畜産農家で毎年飼料と水稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が３６５日、妻が１００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も同じく飼料が作付けしてありますが、農薬は使用しないため問題ありません。次に、６番については、渡人と受人が耕作利便のため農地を交換し、受人は申請地でミニトマトを栽培する計画です。受人世帯は毎年水稲の作付とミカンやミニトマトを栽培しており、農業従事状況については、本人が１５０日、夫が３００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周囲は受人の所有農地と宅地でありますが、農薬を使用する場合は、地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号３番と４番と６番の所有権移転の３件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に５番と７番の２件について、９番委員より説明をお願いします。
９番委員	議案第１５６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号５番と７番の所有権移転に関する２件でございます。まず、５番につきましては、渡人は高齢で管理ができないため受人と売買し、受人は申請地に水稲を作付けする計画です。受人世帯は、毎年きゅうりの栽培と水稲を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が３００日、両親が２５０日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も同じく水稲が作付けしてありますが、農薬の使用は地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。次に、７番につきましては、渡人と受人が耕作利便のため農地を交換し、受人は家庭菜園として、玉ねぎ、ホウレンソウ、ブロッコリー等の野菜を作付けすることにより、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、受人は毎年家庭菜園として同様の品目を農業用機械は使用せず栽培しており、農業従事状況については、本人が３６０日の従事があるため、労働力・技術面については問題なく、農薬を使用する場合は、地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号５番と７番の所有権移転の２件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に８番の１件について、１６番委員より説明をお願いします。

１６番委員	議案第１５６号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号８番の所有権移転に関する１件でございます。８番につきましては、渡人は市外在住で管理ができないため現耕作者である受人に申請地を譲り渡し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は、毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が１６５日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も同じく飼料が作付けしてありますが、農薬は使用しないため問題ありません。以上、申請番号８番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番から８番の８件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１５６号、申請番号１番から８番の８件は許可することに決定いたします。
	議案第１５７号：農用地利用集積等促進計画（新規分）
議長（１番）	次に議案第１５７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１５７号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１番と２番の２件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請２件は、６ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・

事務局	第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、９番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
９番委員	議案第１５７号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の調査区域の申請番号１番の１件を説明します。この１件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから 農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（１番）	次に２番の１件について、２１番委員より説明をお願いします。
２１番委員	議案第１５７号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の調査区域の申請番号２番の１件を説明します。この１件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第１５７号、申請番号１番と２番の２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
議長（１番）	以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 これで第２３回農業委員会定例総会を終了いたします。

令和７年４月３０日

１番（会長）　　原田　俊一

議事録署名委員

３番　　田中　達成

２５番　　廣見　安彦